

## 質疑応答

①

建設予定地のすぐ隣に住んでおり、毎日不安を抱え心身に支障をきたすのでGH開設の同意はできない。

→ご不安なお気持ちを再度ご理解させていただきました。ご提案として、現在運営中のGHを含め見学いただくことで、少しでも不安要素を取り除けるかもしれません。見学ご希望の方は、お気軽にご連絡ください。

②

障がい者施設が近くにできることによって、土地や建物の価格が下がる可能性があるか？

→確認後、回答とさせていただきます。

<回答>

不動産にはいわゆる「定価」が存在しないため、実際には下記のようなその不動産がもつ特性や個別の事情を考慮した上で売却価格を算定することになります。

(例；敷地の形状、接道状況、周辺環境、立地条件、市場状況など)

そのため、福祉施設が近接していることで心理的不安を感じる人がいないとは言い切れませんが、そのみで売却価格が下がると断定することはできません。

少なくとも、Answers様へは地域住民の方々からも受け入れていただけるような施設運営をしていただき、近隣の方々からは安心・安全な施設として認知いただけるように努めていきます。

③

初参加なのでGH開設数と年数を教えてほしい。

→現在、2つの施設を運営しています。1つは白旗に位置し、女性向けの施設で、一昨年11月から稼働しています。定員は5名で、現在は満室です。もう1つは立石に位置し、男性向けの施設です。今年4月1日から稼働しており、定員5名のうち2名が入居しています。

④

既存GHにて近隣の方から反対はなかったか？また、既存のGHでトラブルがなかったのか？

→白旗と立石の両施設では、近隣の方や自治会長に運営の説明を行い、ご理解を得た上で運営を行っています。反対、不賛同の意思表示は全くありません。開設後も入居者が近隣住民の方にご迷惑をかけていることはありません。ただし、深夜にてんかんの発作を起こした入居者がいた際に、救急車を呼んだことが強いて言えばご迷惑だったと言えるかもしれません。

⑤

運営中の2棟は順調に開設できたと思うが、今回の善行はなぜ順調に進まなかったと思うのか？

→近隣住民の方々から説明会の実施を希望されたため。

ナガイ様より補足

家を建てる際には近隣に対して説明する義務があり、事業者がどうこうということではなく、障がい者 GH ということで不安があるため、不安を解消するためにこのような説明会を希望しています。

⑥

新築の建設に向けて説明が丁寧ではなかった。今後は丁寧に話を進めてほしい。

→説明が不十分でご不安をおかけして申し訳ございません。今後はより一層真摯に対応し、不安を解消できるよう努めますので、何卒よろしく願いいたします。

⑦

法律で決まっているからとはいえ前回、前々回とやや上からの目線で話をしている。

→上から言っているつもりは毛頭ございませんでした。ご気分を害してしまったのであればお詫び申し上げます。また、行政からの指示を盾にとって高圧的な説明をしたとお感じになられたのであれば、当方のお話しの仕方がよくなかったかと思えます。

⑧

第3回説明会補足資料13の県庁からの内容は本当なのか？

→詳しくお伝えしますと「他の障害福祉施設の場合、説明会を実施していなかったため、事後になって説明会を開いてもらいたかったという意見が県に寄せられたケースがあり、また説明会を開いたケースにおいても通常は一回で終わることが多いところ、善行においては2回開催し、次回も3回目が予定されており、質疑内容についても丁寧に対応していただいていると感じています。」というお言葉でした。もちろん「回数イコール丁寧」とは考えておらず、今後ご意見をお聞かせ頂きながら誠実に運営していきたいと考えております。

⑨

定員10名の施設はニーズが少なく、厚労省も小規模GHを推進しているので、大人数によるトラブルがあったため推進しているとしか思えない。

→厚労省の方針は地域社会において障がい者の方々も健常者の方と共生することを重視しています。大規模なGHを作ると地域社会と切り離された閉鎖的な施設になり、地域との共生の趣旨にかなわないため、小規模の施設を推奨しています。具体的には、入居者1人あたりに国からサービス報酬が支給されておりますところ、厚労省では7名以下の施設を推奨しており、それ以上の8居室以上の施設では報酬に減算が適用されます。GHの開設が承認される最大開設人数は20名です。10名定員でもどちらかという規模的にはやや大きい施設に当たります。障がいの方の軽度の方はサテライト型のGH施設やマンション・アパートの一室で生活しています。

⑩

居室の運営には熟練したスタッフが必要ではないか？

→スタッフは大規模な障害福祉施設での勤務経験や管理責任経験を持つ者を採用しており、十分に経験がありますので運営上特に問題があることはないと考えております。定員数に応じて配置されるスタッフの人数、配置時間数も増え、10居室の運営に適切な人員数を配置します。

⑪

都度、資料の配布を要求していますが、なぜ配布されていないのでしょうか？

→アジェンダについては掲示させていただきましたが、その他資料については事前質問の資料になり直前に集まったため、地域住民への回覧やウェブサイトへの掲載が対応できておりませんでした。スケジュールの調整不足により、対応が不十分であったこととお詫び申し上げます。

⑫

録音していたとあるが同意がないので秘密録音ではないのか？

→事前の案内が不足しており、大変申し訳ございませんでした。録音内容は議事録の作成に使用させていただいております。

⑬

女性棟から今後男性棟になることが想定できないとあるが乱暴な説明、考え方と思われる。

→女性棟としての運営をお約束しております。現実的に男性の入居をご相談するすようなことはまずもって考えられませんが、「世の中、何があるかわからない」という観点で言えば、今は想定もできないような異常事態があった場合に、ご相談させていただく可能性がある、という趣旨です。

⑭

入居者の審査はできなく、法的に平等に受け入れなくてはならないという要請に対し、資料には数値化して審査を行う回答があったと思いますが、話の内容としてダブルスタンダードのように聞こえます。審査という言葉は誤りか？

→実態的には審査を行っているということになりますが、行政に説明するとしたら、「GHに適切な支援態勢が整っていないためお受けできません」とすることとなります。

審査という表現は誤りではなく、適切な表現ではなかったということとなります。

⑮

何かあった際の責任を取るというのは実際にどういった手段をとってくれるのか？

→保険と私財を使用して対処させていただきます。

<回答>

(別添『参考資料①(総合賠償保証制度のご案内：一部抜粋).pdf』をご参照ください。)

⑩

動物の管理資格を持つスタッフが常駐しているわけではなく、動物の世話をするのは飼育の資格を持たない方が行っており、日中は入居者も仕事で不在のため、飼育する必要はないと考えられます。外部でしっかり管理された動物によるアニマルセラピーを行う方が効果を高く望めるのではないのでしょうか？

→入居者の方は GH 内で生活されます。動物が家族として生活を共にすることでアニマルセラピーの効果が高まると考えますので、飼育を行うことが前提となります。全員で飼育をして動物の体調や気分などを観察し、自分の思う通りにはいかない動物と生活を共にし、他者への配慮、社会性を育成することに大きな意味があります。また、飼育数に関しては最大で犬 1 匹、猫 1 匹となっており、ご家庭でも同様の方が多くいらっしゃると思います。専門家が飼育していない状況でも、外部による管理が必要という判断はされないと考えます。

なお、愛玩動物飼養管理士の資格保有者は統括マネージャーです。

⑪

第 1 回、2 回、3 回の説明会を通して確定した内容は、三者間での書面による社印をついての形で残していただけるのでしょうか

Answers 回答

→書面化し Web サイト上にて社印を押印したものを提示いたします。

リプラン回答

→書面化し Web サイト上にて社印を押印したものを提示いたします。

東新住建回答

→現時点ではお答えできかねるため確認し回答させていただきます。

<回答>

書面を作成し、3 社にて押印したものを Web サイト上に提示いたします。

⑫

反対の声があり揉めている状況だと思うので、GH 用施設ではなく別の用途で使用することはできないのか？そもそも互いに提案自体はないのか？所有者には揉め亭いることを伝えているのか？

→地主は売却の考えはなく、借地として利用したいと考えていますが、タイミングや期間の条件

などから別の用途での使用は難しく、できないと考えています。所有者である地主には都度状況を報告させていただいております。

⑱

今回まで採めている原因は何か？

→大きく分けて3つの問題があると考えております。

- 1.住民説明会に至るまでの段取りが悪く、皆様に不信感を抱かせてしまった
- 2.説明会時の姿勢が悪い印象を与えてしまった
- 3.障がい者の方々に対する不安

⑳

今後のスケジュールを確認させてほしい

→書類上進められるものは提出しており、年内には完成を予定しております。

㉑

保証人を立てることはできないということによろしいのか？

→我々としても前向きに検討し、県庁に確認したところ、福祉サービスを差別なく提供することが重要なため保証人を設けることを入居条件にしてはならない。との回答でした。但し、殆どの方はご家族がいらっしゃる、金銭面も生活面も事実上の保証人となっています。仮に問題があった場合は、入院等を含めて次の居住先を確保した上で移転していただきますので、何のケアもなく放り出されて入居者が絶望するというような事態にはなりません。

㉒

調べると契約上、保証人をつけているところが多数見られたが、神奈川県だからなのか？

→確認した範囲では、そのような施設があるという情報はありませんでした。ただし、保証人をつけて運営されている施設は存在する可能性はあります。しかし、神奈川県に問い合わせたところ、入居者に保証人をつけることを入居の条件としてはならない、との回答がありました。

㉓

何かトラブルが起こった際に、障がい者の損害賠償等責任はどこまで補填されるのか？

→保険の内容については、保険会社に確認した上でお答えいたします。ただし、道義上、会社として必要なことは適切に行ってまいります。

<回答>

保険会社から代理店を通じて以下の回答がありましたので、ご報告いたします。

「障害をお持ちであることで保険金の支払いが減額されたり支払われなくなるといったことは

ございません。ただし、損失額の査定や過失割合などは個々の案件ごとに保険会社が査定を行います。」

②4

保険の内容的に、不足していた場合は可能なら保険内容の見直しをしてほしい。

→確認後、ご回答させていただきます。

(別添『参考資料①(総合賠償保証制度のご案内：一部抜粋).pdf』をご参照ください。)

②5

入所者の方で動物が苦手だったり動物アレルギーがあった場合どうするのか？

→“保護猫、保護犬と共生をしていく”をテーマにて運営しているため、動物アレルギーの方に関してはお断りをさせてもらっています。

②6

資格を持たれていない方が大多数を占めるのか？

→資格を持たない方もいますが、2人体制になる機会が多いので、無資格者同士の組み合わせにならないように、資格保持者もしくは支援の質が良い方との組み合わせでシフトは作成いたします。

②7

障害福祉施設をなぜご夫婦で始めようと思ったのか？また持たれている資格は？

→高田：父親が病気の関係から、身体障がい者になり、生きづらい世の中を見てきた。

また、働いていた会社でメンタルヘルスを生業としている事業で働いていた。

その経験から、独立して障がい福祉分野で事業を行いたいと思い、GH事業を立ち上げいたしました。

高田さん奥様：都内病院にて勤務、訪問看護を経験しており、GHの立ち上げに協力したいという思いから。保有資格：看護師、サービス管理責任者

②8

近親者に障がい者がおり、サービス管理責任者の資格を保有しているが、障害者の支援思うようにいかないことも、しっかりした支援をしていただき障害者を守っていただきたいです。

→承りました。ありがとうございます。

②9

今後グループホームを広げられていくのか？人手が集まらない業界イメージなので支援が雑にならないかが不安。

→大きいビジョンとしては、増やしたいと思っはいる。但し、急速な拡大で運営や支援の質を

落とすことはできないので、マネージャー等の人材が育成出来たら実施。現在は人手に困らず運営させていただいております。

今後も上記を継続していきたいと思っております。

③⑩

アニマルセラピーは外部でもいいのではないかと？犬、猫については、立石、白旗でスタッフがいないときにどうされているのか

→①⑥の質問事項にも関わりますが、外部からの訪問型も再度検討させていただきます。

スタッフ、入居者不在時は、建物内のリビングでおとなしくしております。食事中は入居者の生活リズムに配慮し、ケージの中へ移動させております。

③⑪

犬、猫について、便の処理をしていない住民がいるからちゃんとしてほしい。

→ペットボトルでしっかり流したり、ビニール袋にまとめ持ち帰り、必ず処理を実施してまいります。

③⑫地主はこの場へ来れないのか？

→地主は事業に賛成しており、借地として貸しているだけなので、この場に登場したとしてもお話ができるようなことはございません。そのため、リプランや Answers より説明をさせていただきます。

③⑬

地主へ当初の依頼に関するやり取りの一部始終、住民反対が起きていることに対する意見を確認してほしい。

→やり取りは報告しておりますが、特段コメント等はいただいている状況です

③⑭

GHでは入居希望があった場合に断ることはできないと言っていたが、触法障がい者は受け入れなければいけないのではないかと？県から受け入れなさいと指導が来た場合は従わざるを得ないのではないかと？

→受け入れません。「適切な支援を行っていくことができません。」ということでお断りをいたします。県からの強要による受け入れの指導がそもそも入ることはないと考えております。受け入れの原則は希望に対して平等に受け入れることであり、例外があるということは県も理解しているので、無条件で受け入れの指導が入ることはございません。

③⑮

地主としてはどのような土地利用がなされてもいいのではないかと？障がい者 GH に対して積極賛同があるのか？

→積極賛同かどうかは分かりかねる。土地を希望条件で借りてくれるのがそもそも難しく、借手を探していたところ今回の事業に繋がりました。

③⑥地主へ今後も別の用途での運用を提案することはないのか？

→地主より依頼を受け、既に進行中の状況ですので、今後別の用途での提案はできかねます。

③⑦

深夜の運営体制について、スタッフ 1 名と言っていたが、パニックになった場合、1 名では大変ではないか？どのように考えているのか？

→夜間支援体制として記載しているものは 1 名となっておりますが、2 名のうち 1 名は休憩時間という形のシフトにすることも検討いたします。現在の運営状況と想定される範囲では 1 名でも問題ないと考えておりますが、入居者の特性によっては人員を増やしていく予定です。

③⑧

個別支援計画書の通り支援をした結果実際にかわるのか？改善された方は退所されたりするのか？

→支援を通じて、実際に状態自体は変わっております。共同生活からサテライト型という一人暮らしに近い形態に切り替わり、一人暮らしに向けての準備を進めていく一例もあります。障がいにより共同生活でしか暮らしていけなかった方が、生活能力を身につけるようにサポートして、可能な範囲での自立を促すことが福祉としての大きな目標の一つです。

③⑨

今後の進め方はどうするのか？

→住民説明会のような形は今回で一旦終了しますが、継続的にご意見・ご要望は承り、いただいたご意見・ご質問とその回答は Web、掲示等で公開いたします。皆様でお集まりいただくべき重大なトピックがあれば、また会合を開いて協議をしていただきたいと思います。

④⑩

今回配布された資料や議事録、回答ができなかったものはいつまでに提示していただけるのでしょうか。

→5 月 15 日までには掲載いたしますので、何卒よろしく願いいたします。